

議案第29号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和6年2月16日に開催された特別区長会総会で、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」等の改正が了承されたこと及び国民健康保険法施行令等が一部改正されたことを踏まえ、港区国民健康保険条例の一部改正を行います。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険料率等の改正

現 行		改正案		増 減
所得割		所得割		
(医療分)	100分の7.17	(医療分)	100分の8.69	1.52
(後期高齢者支援金分)	100分の2.42	(後期高齢者支援金分)	100分の2.80	0.38
(介護分)	100分の2.07	(介護分)	100分の2.36	0.29
均等割		均等割		
(医療分)	4万5,000円	(医療分)	4万9,100円	4,100円
(後期高齢者支援金分)	1万5,100円	(後期高齢者支援金分)	1万6,500円	1,400円
(介護分)	1万6,200円	(介護分)	1万6,500円	300円
保険料の賦課限度額		保険料の賦課限度額		
(後期高齢者支援金分)	22万円	(後期高齢者支援金分)	24万円	2万円

(2) 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

被保険者均等割額の5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

(3) 退職者医療制度の廃止

退職者医療制度が廃止されたことに伴い、退職被保険者等に係る規定を削除します。

3 施行期日

令和6年4月1日

港区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第十四条の三 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>一 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額</p>	<p>(前略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第十四条の三 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>一 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額の合算額</p>

ロ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ～ホ （略）

ヘ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

ロ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの）に限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ～ホ （略）

ヘ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する

に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 国民健康保険給付費等交付金（法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金をいう。二において同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第二十条の規定により読み替えられた法第七十条第一項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。二において同じ。）に係るものを除く。）の額

ニ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する

国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

（基礎賦課額）

第十四条の四 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第十五条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、

国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金）退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第十四条の四 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十五条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金

同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十

額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項、第三十五条の三第一項、第三十五条の四第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び

六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(中略)

(基礎賦課額の保険料率)

第十五条の四 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の八・六九（基礎賦課総額の百分の六十四に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る

第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第三百十四条の二第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(中略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第十五条の四 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- 一 所得割 百分の七・一七（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属す

基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき四万九千円（基礎賦課総額の百分の三十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第十五条の五から第十五条の七まで 削除

る年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第二十九条の七第二項第四号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号。以下「省令」という。）第三十二条の九に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）

二 被保険者均等割 被保険者一人につき四万五千円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

（退職被保険者等に係る基礎賦課額）

第十五条の五 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第十五条の六 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第十五条の四の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定）

第十五条の七 第十五条の五の被保険者均等割額は、第十五条の四の規定により算定した額と同額とする。

（基礎賦課限度額）

第十五条の八 第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額（一般被

（基礎賦課限度額）

第十五条の八 第十四条の四の基礎賦課額は、六十五万円を超えるこ

とができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第十五条の九 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要す

保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十四条の四の基礎賦課額と第十五条の五の基礎賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。)は、六十五万円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第十五条の九 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に

る費用に係るものに限る。)の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第十五条の十 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第十五条の十一 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・八〇(後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十四に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規定する場合にあつては、

要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第十五条の十 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第十五条の十一 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第十五条の十二 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・四二(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の六十二に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第三項第四号ただし書に規

省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千五百円(後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十六に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第十五条の十三から第十五条の十五まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額は、二十四万円を超えることができない。

定する場合にあつては、省令第三十二条の九の二に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万五千五百円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の百分の三十八に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第十五条の十三 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第十五条の十四 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第十五条の十二の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第十五条の十五 第十五条の十三の被保険者均等割額は、第十五条の十二の規定により算定した額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第十五条の十六 第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額と第十五条の

(介護納付金賦課総額)

第十六条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第十九条の二及び第十九条の五の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

十三の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第十九条、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の五において同じ。)は、二十二万円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第十六条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第十九条の二及び第十九条の五の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

一 (略)

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

ロ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。)の額

(中略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・三六(介護納付金賦課総額の百分の六十三に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千五百円(介護納付金賦課総額の百分の三十七に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

(中略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第十六条の四 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

一 所得割 百分の二・〇七(介護納付金賦課総額の百分の六十一に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第二十九条の七第四項第四号ただし書に規定する場合にあつては、省令第三十二条の十に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

二 被保険者均等割 被保険者一人につき一万六千二百円(介護納付金賦課総額の百分の三十九に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の二箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(中略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第十九条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十四条の四の基礎賦課額、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号、第十九条の四各号若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当した）ことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十四条の四の基礎賦課額、第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号、第十九条の四各号若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合に

第十九条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は法施行令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号、第十九条の四各号若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第十四条の四若しくは第十五条の五の基礎賦課額、第十五条の十若しくは第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額、第十六条の二の介護納付金賦課額又は次条各号、第十九条の四各号若しくは第十九条の五第一項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第六条第一号から第八号までの規定のいずれか

においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)及び第十五条の十の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が二十四万円を超える場合には、二十四万円)並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円)の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額(同法第三百十七条の二第二項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項

に該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。

(低所得者の保険料の減額)

第十九条の二 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第十四条の四又は第十五条の五の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が六十五万円を超える場合には、六十五万円)及び第十五条の十又は第十五条の十三の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が二十二万円を超える場合には、二十二万円)並びに第十六条の二の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が十七万円を超える場合には、十七万円)の合算額とする。

一 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(法第六条第八号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)につき算定した地方税法第三百十四条の二第二項に規定する総所得金額(同法第三百十七条の二第二項第二号に規定する青色専従者給与額又は同法第三百十三条第五項

に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等

に規定する事業専従者控除額については、同条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとし、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等

の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の第二項第一号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第三号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十五万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
三万四千三百七十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万五千五百五十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万五千五百五十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
二万四千五百五十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について八千二百五十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人に

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
三万五千五百円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万五千五百七十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について一万三千四百四十円

二 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、二十九万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
二万二千五百円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について七千五百五十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人に

ついて八千二百五十円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十四万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
九千八百二十円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について三千三百円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について三千三百円

（中略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

ついて八千円

三 第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第三百十四条の二第二項第一号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、五十三万五千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前二号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について
九千円

ロ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について三千二十円

ハ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者一人について三千二百四十円

（中略）

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに定める金額を減額した世帯 七千三百六十五円

ロ 第十九条の二第二号イに定める金額を減額した世帯 一万二千二百七十五円

ハ 第十九条の二第三号イに定める金額を減額した世帯 一万九千六百四十円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万四千五百五十円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ロに定める金額を減額した世帯 二千四百七十五円

ロ 第十九条の二第二号ロに定める金額を減額した世帯 四千四百

第十九条の四 当該年度において、納付義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第十九条の二に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

一 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号イに定める金額を減額した世帯 六千七百五十円

ロ 第十九条の二第二号イに定める金額を減額した世帯 一万二千二百五十円

ハ 第十九条の二第三号イに定める金額を減額した世帯 一万八千円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 二万二千五百円

二 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 第十九条の二第一号ロに定める金額を減額した世帯 二千二百六十五円

ロ 第十九条の二第二号ロに定める金額を減額した世帯 三千七百

二十五円

ハ 第十九条の二第三号ロに定める金額を減額した世帯 六千六百円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 八千二百五十円

(出産被保険者の保険料の減額)

第十九条の五 (略)

2 前項各号に定めるところにより算定した所得割額及び被保険者均等割額に係る保険料額を決定する場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(中略)

付則

(中略)

第六条及び第七条 削除

百七十五円

ハ 第十九条の二第三号ロに定める金額を減額した世帯 六千四百円

ニ イからハまでに掲げる世帯以外の世帯 七千五百五十円

(出産被保険者の保険料の減額)

第十九条の五 (略)

2 前項に規定する所得割額及び被保険者均等割額に係る保険料額を決定する場合において、一円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(中略)

付則

(中略)

(平成二十三年度及び平成二十四年度における保険料の所得割額の算定の特例)

第六条 平成二十三年度及び平成二十四年度における第十五条第一項、第十五条の六、第十五条の十一、第十五条の十四及び第十六条の三に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、次の各号

の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

一 当該年度分の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第五十条の二及び同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この号において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。） 賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の百分の七十五に相当する金額

二 前号に該当しない者であつて、課税標準額（賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第三百十四条の三第一項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。）の合計額

(千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)をいう。以下この条において同じ。)が百万円以下で、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十に相当する金額を超えるもの、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の百五十に相当する金額を控除した額の百分の五十に相当する金額

三 第一号に該当しない者であつて、課税標準額が百万円を超え、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の百分の百五十に相当する金額を超えるもの、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の百分の百五十に相当する金額を控除した額の百分の二十五に相当する金額

2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等及び課税標準額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

(平成二十五年及び平成二十六年における保険料の所得割額の算定の特例)

第七条 平成二十五年度及び平成二十六年度における第十五条第一項、第十五条の六、第十五条の十一、第十五条の十四及び第十六条の三に規定する基礎控除後の総所得金額等の算出においては、当該年度の地方税法の規定による都民税及び特別区民税（同法の規定による道府県民税及び市町村民税を含むものとし、同法第五十条の二及び同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割の額並びに同法第二十四条第一項の規定によつて課する利子割額、配当割額及び株式等譲渡所得割額を除く。以下この条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該都民税及び特別区民税が課されない者を含む。）については、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等から次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を控除するものとする。

一 平成二十五年度 平成二十四年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の百分の五十に相当する金額

二 平成二十六年 平成二十五年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の百分の二十五に相当する金額

2 | 世帯主又は当該世帯に属する被保険者が特例対象被保険者等であつて、当該者の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれているときは、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額を当該者の給与所得として前項の規定を適用する。

(後略)

付 則

1| この条例は、令和六年四月一日から施行する。

2| この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の十二、第十五条の十六、第十六条の四、第十九条の二及び第十九条の四の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(後略)

参考資料一覧

- 参考資料1 令和6年2月26日付5港保国年第5612号の諮問について（答申）
- 参考資料2 令和6年度 港区国民健康保険条例改正の概要
- 参考資料3 港区国民健康保険における保険料率等の推移
- 参考資料4 令和6年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較
- その1 年金収入 世帯主65歳1人世帯の場合
 - その2 年金収入 2人世帯の場合
 - その3 給与収入 世帯主40歳1人世帯の場合
 - その4 給与収入 3人世帯の場合（未就学児均等割軽減）
- 参考資料5 港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数



5 港国運答申第2号
令和6年2月26日

港区長 武井雅昭 様

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会
会長 清原 和 幸



令和6年2月26日付5港保国年第5612号の諮問について（答申）

令和6年2月26日付5港保国年第5612号で諮問のあった、諮問第2号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問第2号「港区国民健康保険条例の一部改正について」は、原案を適当と認めます。

令和6年度 港区国民健康保険条例改正の概要

1 令和6年度港区国民健康保険料率等の改正

(1)統一保険料方式

特別区の区域内では、同一所得、同一世帯構成であれば同一の保険料となるよう、基準となる保険料率を共通基準として策定し、各区は条例で定める保険料率を共通基準に一致させて運用する統一保険料方式をとっています。港区の保険料率もこの方式で保険料率を定めています。

統一保険料方式の例外として、これまで各区事項とされていた介護納付金分の所得割率についても、都内の保険料水準の統一を目指すため、令和6年度から特別区統一の基準保険料率に基づき定めることとします。

(2)法定外繰入の解消又は縮減・特別区の激変緩和措置

被保険者が負担する賦課総額は、制度上保険給付の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込を除く。）の総額としています。しかし、平成30年度の制度改正時に国の激変緩和策とともに特別区においても保険給付に必要な納付金の94%（残り6%は法定外（一般財源）繰入）を賦課総額として算定し、以後、この割合を95%、96%と1%ずつ引き上げながら法定外繰入を段階的に解消する保険料の抑制策を定めています（平成29年度特別区長会決定）。しかし、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や保険料急増等により計画通りに進めることができませんでした。

令和6年度は令和5年度の97.3%から0.7%引き上げ、令和8年度で納付金の100%を賦課総額とする目標の達成を目指しますが、急激な保険料の上昇を抑制する必要があるため、引き続き、令和5年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響による医療給付費相当額分と財政安定化基金償還分の法定外繰入を基礎分（医療分）に投入し、保険料負担の抑制を図ります。

2 低所得世帯に対する被保険者均等割額を軽減する所得判定に係る基準の見直し

均等割額5割軽減世帯、2割軽減世帯の所得判定に使用している世帯の総所得金額等を算出する場合の被保険者数に乗ずる金額を引き上げます。

- ・5割軽減の対象世帯：被保険者数の数に乗ずべき金額を29.5万円（現行：29万円）に引上げ
- ・2割軽減の対象世帯：被保険者数の数に乗ずべき金額を54.5万円（現行：53.5万円）に引上げ

3 退職者医療制度の廃止

港区国民健康保険条例において引用している退職者医療制度について、法改正による制度廃止に伴い規定を整備します。

基礎分&後期支援金分		令和5年度(現行) (独自激変緩和) 基礎分90.3% 後期分97.3%	令和6年度(今回諮問) (独自激変緩和) 基礎分93.5% 後期分98.0%	【参考】令和6年度(コロナによる負担抑制をしない場合) (独自激変緩和) 98.0%
賦課割合 (所得割:均等割)		62:38	64:36	64:36
保険料率等	所得割率	9.59%	11.49%	12.03%
	基礎分	7.17%	8.69%	9.23%
	後期支援金分	2.42%	2.80%	2.80%
	均等割額	60,100円	65,600円	68,200円
	基礎分	45,000円	49,100円	51,700円
	後期支援金分	15,100円	16,500円	16,500円
	賦課限度額	870,000円	890,000円	890,000円
	基礎分	650,000円	650,000円	650,000円
	後期支援金分	220,000円	240,000円	240,000円
	介護納付金分		令和5年度(現行) (独自激変緩和) 介護分97.3%	令和6年度(今回諮問) (独自激変緩和) 介護分98.0%
賦課割合 (所得割:均等割)		61:39	63:37	63:37
所得割率		2.07%	2.36%	2.36%
均等割額		16,200円	16,500円	16,500円
賦課限度額		170,000円	170,000円	170,000円
一人当たり保険料(基礎分)		117,851円	135,647円	141,185円
一人当たり保険料(後期分)		39,723円	46,008円	46,008円
一人当たり保険料(介護分)		41,211円	44,383円	44,383円
40~64歳 一人当たり保険料 (基礎+後期+介護)		198,785円	226,038円	231,576円
前年度比			27,253円	32,791円
上記以外 一人当たり保険料 (基礎+後期)		157,574円	181,655円	187,193円
前年度比			24,081円	29,619円

港区国民健康保険における保険料率等の推移

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
一般被保険者数		48,394人	49,179人	49,953人	51,811人	53,782人	
基礎分(医療分)	賦課総額	6,564百万円	5,795百万円	5,926百万円	5,916百万円	6,346百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	64:36	62:38	64:36	66:34	66:34	
	料保 率除	所得割	8.69%	7.17%	7.16%	7.13%	7.14%
		均等割	49,100円	45,000円	42,100円	38,800円	39,900円
	賦課限度額	65万円	65万円	65万円	63万円	63万円	
	1人当たり保険料	135,647円	117,851円	118,627円	113,435円	117,989円	
後期高齢者支援金分	賦課総額	2,226百万円	1,953百万円	1,862百万円	1,945百万円	2,008百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	64:36	62:38	65:35	65:35	65:35	
	料保 率除	所得割	2.80%	2.42%	2.28%	2.41%	2.29%
		均等割	16,500円	15,100円	13,200円	13,200円	12,900円
	賦課限度額	24万円	22万円	20万円	19万円	19万円	
	1人当たり保険料	46,008円	39,723円	37,270円	37,293円	37,334円	
介護納付金分	介護保険第2号被保険者数	20,633人	20,895人	21,209人	21,662人	22,273人	
	賦課総額	915百万円	861百万円	886百万円	946百万円	839百万円	
	賦課割合(所得割:均等割)	63:37	61:39	60:40	61:39	59:41	
	料保 率除	所得割	2.36%	2.07%	2.02%	2.13%	1.46%
		均等割	16,500円	16,200円	16,600円	17,000円	15,600円
	賦課限度額	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	
1人当たり保険料	44,383円	41,211円	41,790円	43,401円	37,698円		

※一般被保険者数及び介護保険第2号被保険者数は、各年度の保険料率等算定時の人数

40～64歳1人当たり保険料 (基礎+後期+介護)	226,038円	198,785円	197,687円	194,129円	193,021円
前年度との金額比較	27,253円	1,098円	3,558円	1,108円	4,487円
前年度との率比較	13.71%	0.56%	1.83%	0.57%	2.38%
上記以外1人当たり保険料 (基礎+後期)	181,655円	157,574円	155,897円	150,728円	155,323円
前年度との金額比較	24,081円	1,677円	5,169円	-4,595円	1,825円
前年度との率比較	15.28%	1.08%	3.43%	-2.96%	1.19%

※介護納付金分は、介護保険第2号被保険者(40歳から64歳)のみ対象

参考資料4

その1

令和6年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 世帯主65歳1人世帯の場合 】
 [基礎分+後期高齢者支援金分] [介護分無]

年金収入		令和6年度 A	令和5年度 B	増減額 A-B	増減率 C=(A-B)/B
7割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	世帯当たり 円 19,680	世帯当たり 円 18,030	円 1,650	9.15%
7割軽減世帯 153万円	基礎分+後期分	19,680	18,030	1,650	9.15%
2割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	106,483	93,153	13,330	14.31%
300万円	基礎分+後期分	234,503	201,073	33,430	16.63%
400万円	基礎分+後期分	329,295	280,190	49,105	17.53%
500万円	基礎分+後期分	425,811	360,746	65,065	18.04%
600万円	基礎分+後期分	523,476	442,261	81,215	18.36%
700万円	基礎分+後期分	621,141	523,776	97,365	18.59%
800万円	基礎分+後期分	722,253	608,168	114,085	18.76%
900万円	基礎分+後期分	831,408	699,273	132,135	18.90%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分(均等割額49,100円・所得割率8.69%) + 後期高齢者支援金分(均等割額16,500円・所得割率2.80%)で試算

令和6年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 年金収入 2人世帯の場合 】
 [世帯主(65歳、介護分無) + 配偶者(65歳・収入無、介護分無)]

年金収入		令和6年度 A	令和5年度 B	増減額 A-B	増減率 C=(A-B)/B
7割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	世帯当たり 円 39,360	世帯当たり 円 36,060	円 3,300	9.15%
7割軽減世帯 153万円	基礎分+後期分	39,360	36,060	3,300	9.15%
5割軽減世帯 200万円	基礎分+後期分	119,603	105,173	14,430	13.72%
300万円	基礎分+後期分	300,103	261,173	38,930	14.91%
400万円	基礎分+後期分	394,895	340,290	54,605	16.05%
500万円	基礎分+後期分	491,411	420,846	70,565	16.77%
600万円	基礎分+後期分	589,076	502,361	86,715	17.26%
700万円	基礎分+後期分	686,741	583,876	102,865	17.62%
800万円	基礎分+後期分	787,853	668,268	119,585	17.89%
900万円	基礎分+後期分	869,620	759,373	110,247	14.52%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分(均等割額49,100円・所得割率8.69%) + 後期高齢者支援金分(均等割額16,500円・所得割率2.80%)で試算

令和6年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 世帯主40歳1人世帯の場合 】
 [基礎分+後期高齢者支援金分+介護支援金分]

給与収入		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
		A	B	A-B	C=(A-B)/B
7割軽減世帯 98万円	基礎分+後期分	世帯当たり 円 19,680	世帯当たり 円 18,030	円 1,650	9.15%
	介護分	4,950	4,860	90	1.85%
	合計	24,630	22,890	1,740	7.60%
5割軽減世帯 100万円	基礎分+後期分	35,098	31,968	3,130	9.79%
	介護分	8,722	8,514	208	2.44%
	合計	43,820	40,482	3,338	8.25%
200万円	基礎分+後期分	167,861	145,451	22,410	15.41%
	介護分	37,504	34,623	2,881	8.32%
	合計	205,365	180,074	25,291	14.04%
300万円	基礎分+後期分	248,291	212,581	35,710	16.80%
	介護分	54,024	49,113	4,911	10.00%
	合計	302,315	261,694	40,621	15.52%
400万円	基礎分+後期分	333,317	283,547	49,770	17.55%
	介護分	71,488	64,431	7,057	10.95%
	合計	404,805	347,978	56,827	16.33%
500万円	基礎分+後期分	425,237	360,267	64,970	18.03%
	介護分	90,368	80,991	9,377	11.58%
	合計	515,605	441,258	74,347	16.85%
600万円	基礎分+後期分	517,157	436,987	80,170	18.35%
	介護分	109,248	97,551	11,697	11.99%
	合計	626,405	534,538	91,867	17.19%
700万円	基礎分+後期分	613,673	517,543	96,130	18.57%
	介護分	129,072	114,939	14,133	12.30%
	合計	742,745	632,482	110,263	17.43%
800万円	基礎分+後期分	717,083	603,853	113,230	18.75%
	介護分	150,312	133,569	16,743	12.54%
	合計	867,395	737,422	129,973	17.63%
900万円	基礎分+後期分	826,238	694,958	131,280	18.89%
	介護分	170,000	153,234	16,766	10.94%
	合計	996,238	848,192	148,046	17.45%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分(均等割額49,100円・所得割率8.69%) + 後期高齢者支援金分(均等割額16,500円・所得割率2.80%) + 介護納付金分(均等割額16,500円・所得割率2.36%)で試算

令和6年度 港区国民健康保険における収入階層別保険料の比較

【 給与収入 3人世帯の場合（未就学児均等割軽減） 】
 〔世帯主（40歳、介護分有）＋配偶者（40歳、収入無、介護分有）
 ＋未就学児（5歳、収入無）〕

給与収入		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
		A	B	A-B	C=(A-B)/B
7割軽減世帯 98万円	基礎分＋後期分	49,200	45,075	4,125	9.15%
	介護分	9,900	9,720	180	1.85%
	合計	59,100	54,795	4,305	7.86%
5割軽減世帯 100万円	基礎分＋後期分	84,298	77,043	7,255	9.42%
	介護分	16,972	16,614	358	2.15%
	合計	101,270	93,657	7,613	8.13%
2割軽減世帯 200万円	基礎分＋後期分	233,461	205,551	27,910	13.58%
	介護分	47,404	44,343	3,061	6.90%
	合計	280,865	249,894	30,971	12.39%
2割軽減世帯 300万円	基礎分＋後期分	313,891	272,681	41,210	15.11%
	介護分	63,924	58,833	5,091	8.65%
	合計	377,815	331,514	46,301	13.97%
400万円	基礎分＋後期分	431,717	373,697	58,020	15.53%
	介護分	87,988	80,631	7,357	9.12%
	合計	519,705	454,328	65,377	14.39%
500万円	基礎分＋後期分	523,637	450,417	73,220	16.26%
	介護分	106,868	97,191	9,677	9.96%
	合計	630,505	547,608	82,897	15.14%
600万円	基礎分＋後期分	615,557	527,137	88,420	16.77%
	介護分	125,748	113,751	11,997	10.55%
	合計	741,305	640,888	100,417	15.67%
700万円	基礎分＋後期分	712,073	607,693	104,380	17.18%
	介護分	145,572	131,139	14,433	11.01%
	合計	857,645	738,832	118,813	16.08%
800万円	基礎分＋後期分	815,483	694,003	121,480	17.50%
	介護分	166,812	149,769	17,043	11.38%
	合計	982,295	843,772	138,523	16.42%
900万円	基礎分＋後期分	876,610	785,108	91,502	11.65%
	介護分	170,000	169,434	566	0.33%
	合計	1,046,610	954,542	92,068	9.65%

※ 表は、モデル的に計算したものである。基礎・支援金分は、基礎分(均等割額49,100円・所得割率8.69%)＋後期高齢者支援金分(均等割額16,500円・所得割率2.80%)＋介護納付金分(均等割額16,500円・所得割率2.36%)で試算

港区国民健康保険における所得階層別世帯数及び被保険者数

旧ただし書所得	被保険者数	世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯以上
0	23,247	19,064	16,253	1,853	628	262	54	12	2	0	0	0
～100万	8,008	6,188	4,884	950	232	92	23	6	0	0	1	0
～200万	5,401	4,145	3,210	705	163	51	11	2	3	0	0	0
～300万	3,377	2,434	1,773	470	119	58	10	3	1	0	0	0
～400万	1,962	1,367	947	290	91	33	6	0	0	0	0	0
～500万	1,335	881	577	205	59	31	7	2	0	0	0	0
～600万	972	613	386	136	58	26	6	1	0	0	0	0
～700万	730	452	285	90	54	16	5	1	0	1	0	0
～800万	500	330	219	71	25	12	2	1	0	0	0	0
～900万	484	292	168	79	25	17	3	0	0	0	0	0
900万超	3,913	2,095	1,073	514	287	169	41	8	2	1	0	0
合 計	49,929	37,861	29,775	5,363	1,741	767	168	36	8	2	1	0

※数値は、令和5年度保険料当初賦課算定時（令和5年6月4日時点）の集計

※旧ただし書所得とは、前年の総所得金額と山林所得、株式の配当所得、土地・建物等の譲渡所得金額などの合計から基礎控除（43万円）を除いた額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。